## イラク人道 復 興支援活 動 等及び武 力 )攻擊事 態 等 への 対 処に関する特別委員会)

武 力 攻撃 事 態に お け る 外 国 軍 用 品 等 の 海 上 輸 送 の 規 制 に 関 す る 法 律 案  $\overline{\phantom{a}}$ 閣 法 第一〇二号)(衆

## 議院送付)要旨

本 法 律 案 は、 武 力 攻 撃 事 態 に 際 して、 我 が 国 領 海 又は 我 が 国 周 辺 の 公海 へ 海 洋 法 に 関 する国 際 連 合条 約 に

用 規 品 定 す 等」 る لح 排 しし 他 う。 ) 的 経 済 の 水 海 域 上 を 輸 含む。 送 を 規 以下同じ。) 制 する た め、 に 自 お け 衛 隊 る 法 外 第 玉 七 軍 + 用 六 品 条 又 第 は 外 項 玉 軍 の 規 隊 等 定 に の ょ 構 IJ 成 出 員 動 以 を 下 命 ぜ 外 5 れ 玉 た 軍

海 上 自 衛 隊 の 部 隊 が 実 施 す る 停 船 検 査 及 び 回 航 措 置 の 手 続 並 び に 防 衛 庁 に 設 置 す る 外 玉 軍 用 品 審 判 所 に お け

る 審 判 の 手 続 等 を 定 め る も の で あ <u>ָׁי</u> そ の 主 な 内 容 ば 次 の ع お IJ で あ

本 法 律 は、 武 力 攻 撃 事 態 に 際 L て、 我 が 玉 領 海 又 は 我が 玉 周 辺 の 公 海 に お け る外国 軍 用 品等 の 海 上 輸 送

を目的とする。

を

規

制

するため、

停

船

検

查

等

の

措

置

そ

の

他

の

必

要

な

事

項を定

め、

我

が

玉

の 平

. 和

と安全の

確

保

に

資すること

防 衛 庁長官は、 防 衛 出 動が命ぜられた海上自衛隊の部隊に対 ŕ 我が国 [領海又は 我が国 周 辺 の 公海に お

しし 7 外 国 軍 用品等 の海上 輸送を規制する必要があると認めるときは、 内 閣 総 理 大臣 の承認を得て、 停 船 検

査等の措置の実施を命ずることができる。

 $\equiv$ 防 衛 庁 長 官 ば 停 船 検 査 を 実 施 す Ś X 域 (以下「 実 施 X 域」 という。) を 告 示 U て 定 め な け れ ば なら な

l, 防 衛 庁 長 官 は 告 示 を し たときは、 直 ちに、 外 務 大臣 に そ の旨 を 通 知 す る も の غ U 外 務 大 臣 Ιţ 当

該 通 知 を 受け たときは 遅 滞 な Ź 関 係 す る 外 玉 政 府 及 び 玉 際 機 関 に 対 L て、 外 玉 軍 用 品 の 範 囲 及 び 実 施

 $\overline{X}$ 域 を 周 知 <del></del> せ る 措 置 を ع らな け れ ば な 5 な い

四 外 玉 軍 用 品 審 判 所 は 外 玉 軍 用 品 等 及 び そ れ を 輸 送 す る 船 舶 に 係 る 規 制 に つ L١ て、 大量 破 壊 兵 器 に 該

す る 積 荷 は 廃 棄 銃 砲 等 の 武 器 弾 薬 等 に 該 当 す る 積 荷 は 輸 送 停 圹 外 玉 軍 用 品 等 の 海 上 輸 送 を 反 復 し 7

行 う 可 能 性 の あ る 船 舶 に つ L١ て は 航 行 停 止 の 措 置 を 行 うも の ۲ す る。

五 艦 長 等 は、 武 力 攻 撃 が 発 生 L た 事 態 に お 61 て、 実 施 X 域 を 航 行 L て L١ る 船 舶 が 外 玉 軍 用 品等 を 輸 送 し て

L١ ることを疑うに足り る相当な理 由 が あ るときは、 当 該 船 舶 を 停 止させ、 積 荷 等 の 検 查 を行うことができ

る。

六 艦 長 等 ば、 船 舶 の 停 船 検査 後、 当該 船 舶 が 外 玉 軍 用 品 等 を輸 送していると認 める場合等には、 積 荷 の 引

渡 U を求めること及び当該 船 舶 を 我 が 玉 の 港 へ回 航 すべきことを命ずることができる。

当

七、 艦 長 等は、 船 舶 を 我 が 玉 の 港 に . 回 航 したときは、 速やかに、 当該 船 舶 及び 積 荷 を外 玉 軍 用 品 審 判所. に送

致しなければならない。

八 停 船 措 置 等 の 実 効 性 を 確 保するた め に、 合 理 的 に 必 要な 限 度 で自 衛 官 に ょ る 武 器 の 使 用 を 認 め る。

九 防 衛 庁 に 船 舶 又 は 積 荷 の 取 扱 L١ に つ L١ て 審判 等 を 行う機 関 ے ا て、 臨 時 に 特 別 の 機 関 ح L て 外 玉 軍

用品審判所を置く。

Ť, 外 玉 軍 用 品 審 判 所 ば 送 致 さ れ た 船 舶 積 荷 等 の 調 査を行うことができ、 そ の ため の 積 荷 の 留 置 船 舶

の立入検査等の処分をすることができる。

+ 外 玉 軍 用 品 審 判 所 ば 調 查 の 結 果、 審 判 の 必 要が あると認めるときは、 審 判 を 開 始する旨 の決定をし、

審 判 開 始 決定 を し たと き e ل ا ا そ の 旨 を公告 L な け れ ば な 5 な

審 判 につ しし て 意見 書 「を 提 出 L た 利 害 関 係 者 等 は 外 玉 軍 用 品 審 判 所 に 対 ŕ 審 判 廷 に お け る 意 見 の 陳

述 を 申 U 出 、 又は 証拠 を 提出することができ、 外 玉 軍 用 品 審 判 所 は、 審 判 の 期 日 に お ١J て、 そ の 意 見 を 陳

述させるものとする。

**+** = \( 外 国 軍 用 品 審 判 所 による審決は、 審 判廷における言渡しによっ てその効力を生ずるものとし、 外 国 軍

用 品 審 判 所長 が指定する外 国 軍 用 品 審 判 所 の 事 務官がこれを執行する。

十四、 外 玉 軍 用 品 審 判 所 が 審 判 を 開 始 し な l١ 旨 の 決 定 をし たとき、 廃棄、 輸送停· 杧 航 行停止 の ١١ ず 'n にも

該当 L な しし 旨 の 審 決を したとき、 又 は 外 玉 軍 用 品 審 判 所 の 審 決 を 取 IJ 消 す裁 判 が 確 定 し たときは、 当 該 船

舶 の 所 有 者等は、 玉 に 対 ŕ 当 該 船 舶 の 回 航 措 置 に より 生じ た 損 失 の 補 償 を 請 求 することができる。

五、 外 玉 軍 用 品 審 判 所 に ょ る 証 拠 の 取 調 ベ に お い τ 宣 誓し た 参 考人等が 虚 偽 の 陳 述等 を したときは三月以

上十年 以 下 の 懲 役、 審 判 所 に ょ る 船 舶 等 ^ の 立 λ 検 查 を 妨 害 等 L たときは 年 以 下の 懲役 又は 五十万 円 以

下 の 罰 金 に 処 す る 等 罰 則 に 係 る 規 定 を 整 備 す ٶٞ

十六、 本 法 律は、 公 布 の 日 か ら起算 して六月を超え な しし 範 井 内 に お ١J 7 政令で定める日か 5 施行する。